

－マッチング・グラントについて－

国際ロータリー第 2750 地区
ロータリー財団 補助金委員会
2011-12 年度 委員長 安保 満

1. マッチング・グラント (M.G.) とは

マッチング・グラントとは、プロジェクト実施国のロータリークラブ（ホストパートナー）とそれに資金や専門知識を援助提供する海外のロータリークラブ（インターナショナルパートナー）が協力して行う国際奉仕プロジェクト（人道的プロジェクトのみ）に使用することができる補助金です。

プロジェクト資金は両クラブの拠出金、DDF＝地区財団活動資金（使用するプロジェクトの場合）、ロータリー財団からの補助金（WF）で構成されます。

- * プロジェクトの条件はDSGと同様。但し、環境保全プロジェクトには適用できない。
- * TRFが定めた使用できない目的のルールもDSGと同様。
- * プロジェクト終了後2ヶ月以内に最終報告書を提出することが必要。
- * プロジェクト期間は1年以上でも問題ないが、12ヶ月毎に中間報告書を提出する必要あり。（補助金の支払日を起算として12ヶ月以内提出する）

2. マッチング・グラント (M.G.) の申請

申請書はホストパートナー（プロジェクト実施国のロータリークラブ）又はインターナショナルパートナー（海外の援助提供国のロータリークラブ）のどちらかが提出します。

申請書を提出する場合は、所定の申請書（HPからプリントアウトできます）に記入の上、国際ロータリー日本事務局財団室宛に提出します。申請書にはクラブ会長、担当者の他に補助金委員長の署名が必要です。DDF使用の場合はガバナー、ロータリー財団委員長の署名も必要です。

3. 申請受付期間 2011年7月1日～2012年3月31日までです。

* ロータリー財団のWFがなくなり次第受付終了となります。

4. ロータリー財団からの補助金 (WF) 額

それぞれのクラブからの拠出金に対してはその50%、それぞれの地区からのDDFに対しては同額＝100%の割合で交付されます。この補助金（WF）の合計が\$5,000以上\$25,000以下（\$25,001以上の場合は競争制マッチング・グラントとなる）であることがマッチング・グラント成立の条件となります。

尚、プロジェクト実施国側は最低\$100を拠出しなければマッチング・グラントは成立しません。また、援助国側が50%以上の資金を拠出しなければマッチング・グラントは成立しません。

2010-2011年度より、未来の夢計画のパイロット期間がスタートしました。

第2750地区はノンパイロット地区ですので、パイロット地区とのMGは成立しません。

5. DDFの使用申請について

マッチング・グラントにはロータリー財団からの補助金（WF）だけでなく、地区のDDFのマッチング・グラント用の予算も使うことができます。申請は所定の用紙に記入し、地区補助金委員会宛てに提出してください。*MGの申請書提出前に行う必要があります。

①DDF申請受付期間 2011年6月15日（水）～2011年12月31日（土）
*DDFの予算額がなくなり次第受付終了となります。

②DDF予算額 2011-12年度、当地区のDDFのMG用予算額は

- I. 東日本大震災復興支援プロジェクト予算 \$30,000
- II. その他プロジェクト予算 \$50,000
(復興支援プロジェクトにも利用可能)

*2750地区主導の東日本大震災復興支援プロジェクト予算としてDDF \$50,000を別途計上している。

③DDF交付額

第2750地区内のクラブがプライマリー・クラブ（インターナショナルパートナー又はホストパートナー）になるプロジェクトの場合は、各プロジェクトへのDDF交付額はクラブの拠出金の約2倍までが基準となります。

1件につき\$10,000を上限としますが、合同プロジェクト等プロジェクト内容、規模によっては上限を上回る場合もありますので、詳しくは委員会にお問い合わせ下さい。

また、地区内のクラブが協カクラブ（協同提唱者）としてプロジェクトに参加する場合は、DDFの上限は\$5,000となります。

例. ホストパートナー（海外のクラブ） \$1000 拠出
インターナショナルパートナー（2750地区のクラブ） \$5000 拠出
海外のクラブはDDFなし、2750地区はDDF \$10,000
WF クラブ拠出金の50% \$3,000
WF DDFに対して100% \$10,000
プロジェクト総額 \$29,000

6. PBGのクラブとのマッチング・グラント

東京のクラブとPBGのクラブのMGは2カ国という条件を満たしているので成立しますが、同一地区内の為、ロータリー財団の規定によりDDFの上限はクラブ寄付総額と同額までとなります。

例. ホストパートナー（PBのクラブ） \$1000 拠出
インターナショナルパートナー（東京のクラブ） \$3000 拠出
2750地区DDFは \$4000
仮にホストパートナーが2750地区以外であれば DDFは \$6,000

7. 東日本大震災復興支援プロジェクトに災害復興基金（WF）を使用する場合のMG（4月管理委員会の決定事項）

① 特例措置

- ・TRFの災害復興基金を利用できる。（通常のWFとは別枠）
 - ・クラブからの現金拠出及びDDFの拠出が無くても1万ドル～5万ドルのプロジェクトが実施できる。（WFから全額拠出される）
 - ・プロジェクトの規模は1万ドル以上。5万ドルを超える場合は競争制MGとなる。
- *上記以外は通常のMGのルールが適用される。

★5月17日現在、災害復興基金の残高は約140万ドル（約1億1千万円）です。

② プロジェクトの構成

- ・ホストパートナー 被災地域のクラブまたは地区
- ・国際パートナー 海外のクラブまたは地区
- ・協同提唱者 2750地区のクラブまたは地区

*2830地区（青森県）はパイロット地区のため、2750地区とのMGは成立しません。また、国際パートナーはノンパイロット地区でなければMGは成立しません。

例. ホストパートナー	2520地区（岩手、宮城）のクラブ	\$0
国際パートナー	海外のクラブ（ノンパイロット地区）	
	クラブ拠出	\$0（拠出しても良い）
協同提唱者	2750地区のクラブ	クラブ拠出 \$0（拠出しても良い）
	地区DDF	\$0（拠出しても良い）
WF（災害復興基金）		\$50,000
プロジェクト総額		\$50,000